

覚醒剤原料取扱者・研究者指定継続申請等にかかる留意事項

1. 覚醒剤原料取扱者・研究者指定申請について

1. 対象者

令和5年12月31日で現在の指定の有効期間が満了し、引き続き令和6年以降も指定を必要とする者。

2. 継続指定申請書

- 申請者の氏名等は、既に印刷してあります。
- 内容を確認し、その他記載が必要な欄に必要な事項をご記入ください。

○添付書類

- (ア) 覚醒剤原料取扱者
- 登記事項証明書(法人のみ。発行日より6ヶ月以内のもの)
 - 定款の写し(法人のみ)
 - 業務所平面図(保管場所を明示、フロアの一画の場合フロア図も必要)
 - 保管場所の写真又は立体図(施錠及び固定が確認できるもの)

追加になりました (5) 医薬品医療機器等法に基づく業許可を受けている場合はその許可証の写し

※定款の写し以外の添付書類は、同一内容の書類が既に大阪府知事あてに提出されている場合、省略できます。

「備考:添付書類(〇〇〇)は 年 月 日提出の〇〇〇(許可番号 第 号)申請書(または変更届)に添付済みのため省略します。」と記入してください。

- (イ) 覚醒剤原料研究者
- 履歴書
 - 研究計画書(研究目的、覚醒剤原料の種類等)
 - 研究室のある建物の平面図
 - 研究室内詳細図(保管場所を明示)
 - 保管場所の写真又は立体図(施錠及び固定が確認できるもの)

※添付書類の省略は出来ません。

3. 申請方法及び申請先

窓口に提出してください。(郵送不可)

業務所の所在地	提出先(窓口)	住所・電話番号
大阪市、堺市、東大阪市	大阪府健康医療部 生活衛生室薬務課 麻薬毒劇物グループ	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22 直通 06-6941-9078 代表 06-6941-0351 内線 2558
池田市、能勢町、豊能町、箕面市、豊中市、 吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町	茨木保健所 生活衛生室薬事課	〒567-0813 茨木市大住町 8-11 072-620-6706
枚方市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、 大東市、寝屋川市	守口保健所 薬事課	〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 06-6993-3135
八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、 大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、 河南町、千早赤阪村	藤井寺保健所 生活衛生室薬事課	〒583-0024 藤井寺市藤井寺 1-8-36 072-952-6165
和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、 阪南市、岬町	泉佐野保健所 生活衛生室薬事課	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1 072-464-9681

4. 手数料

○手数料 覚醒剤原料取扱者：11,500円 覚醒剤原料研究者：3,900円

○納付方法 **現金**

○納付場所

●大阪府健康医療部生活衛生室**業務課(本館6階)**に申請する場合

(1) 府庁 本館1階:りそな銀行大手支店内 9時～17時 (月～金曜日(祝日除く))

(2) 府庁 別館1階:エントランス内 9時15分～12時、13時～17時30分 (月～金曜日(祝日除く))

●大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野の**各保健所**に申請する場合

・・・各保健所内会計窓口

5. 提出期間

令和5年9月1日(金)～同月27日(水)(土日祝日除く) **9時～12時、13時～17時**

(ただし、大阪府各保健所の管轄地域の事業所または研究所については各保健所の提出期間に準ずる。)

6. 指定証の受取

郵送での受取を希望する場合

申請時に**レターパックプラス(赤色・520円)**を提出してください。

2. 覚醒剤原料取扱者・研究者指定証返納届について

1. 対象者

令和5年12月31日で現在の指定の有効期間が満了し、継続して令和6年1月1日からの指定を受けた者。

(令和5年12月31日の有効期間満了と同時に業務廃止し、令和6年1月1日からの新しい指定の申請をしない場合は、返納届ではなく業務廃止届(現在の指定証を添付)及び指定失効に伴う所有数量報告書(在庫がある場合は、指定失効による譲渡報告書または覚醒剤原料廃棄届も必要)を提出してください。)

2. 提出期限

令和6年1月15日(月)

3. 提出書類

返納届に旧指定証を添付して提出してください。

4. 提出先

継続指定申請書の提出先と同じ。※郵送可。令和6年1月15日(月)必着。